

「坂城町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

坂 城 町 長      山 村      弘

坂城町条例第 1 3 号

坂城町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

坂城町下水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に定める日（令和 8 年 9 月 24 日）から施行する。